

# 第2回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

## 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月12日午後1時30分～午後3時10分

○ 主な審議事項〈公開・ <b>非公開</b> 〉 1 関係労使参考人からの意見聴取について 2 金額審議 3 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 関係労使参考人からの意見聴取について 事務局が、関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」を読み上げ説明した。			
2 金額審議 【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 令和4年盛岡市の標準生計費は一人世帯で103,490円。せめて最低賃金をもらえば、これを確保できる形にしたいとし、この金額を手取りでもらうには15万円が妥当と考える。 連合リビングウェイジの指数から岩手県で生活をしていくための金額を算出すると時間額で1,020円、現行の特定（産業）別最低賃金が886円で、この差の134円を2年で解消するとして、 $134 \div 2 = 67$ 円。67円引上げの953円を提示。（生計費としての計算： $953 \times 160H = 152,480$ 円で15万円を確保） 【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 令和5年賃金改定状況調査結果「第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」、製造業のパートのCランク2.6%を採用し、岩手県最低賃金893円 $\times 2.6\% = 23.21$ 、端数を切捨て23円。23円引上げの909円を提示。 【審議経過】 労使の主張に対する審議が進められ金額の歩み寄りがみられたが、労使双方の提示額に開きがあり、次回専門部会に向けてそれぞれ検討することとなった。			
3 その他 特になし。			
○ 次回開催日 会議名 令和5年度第3回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 日時 10月17日午前9時 場所 盛岡第2合同庁舎5階会議室			